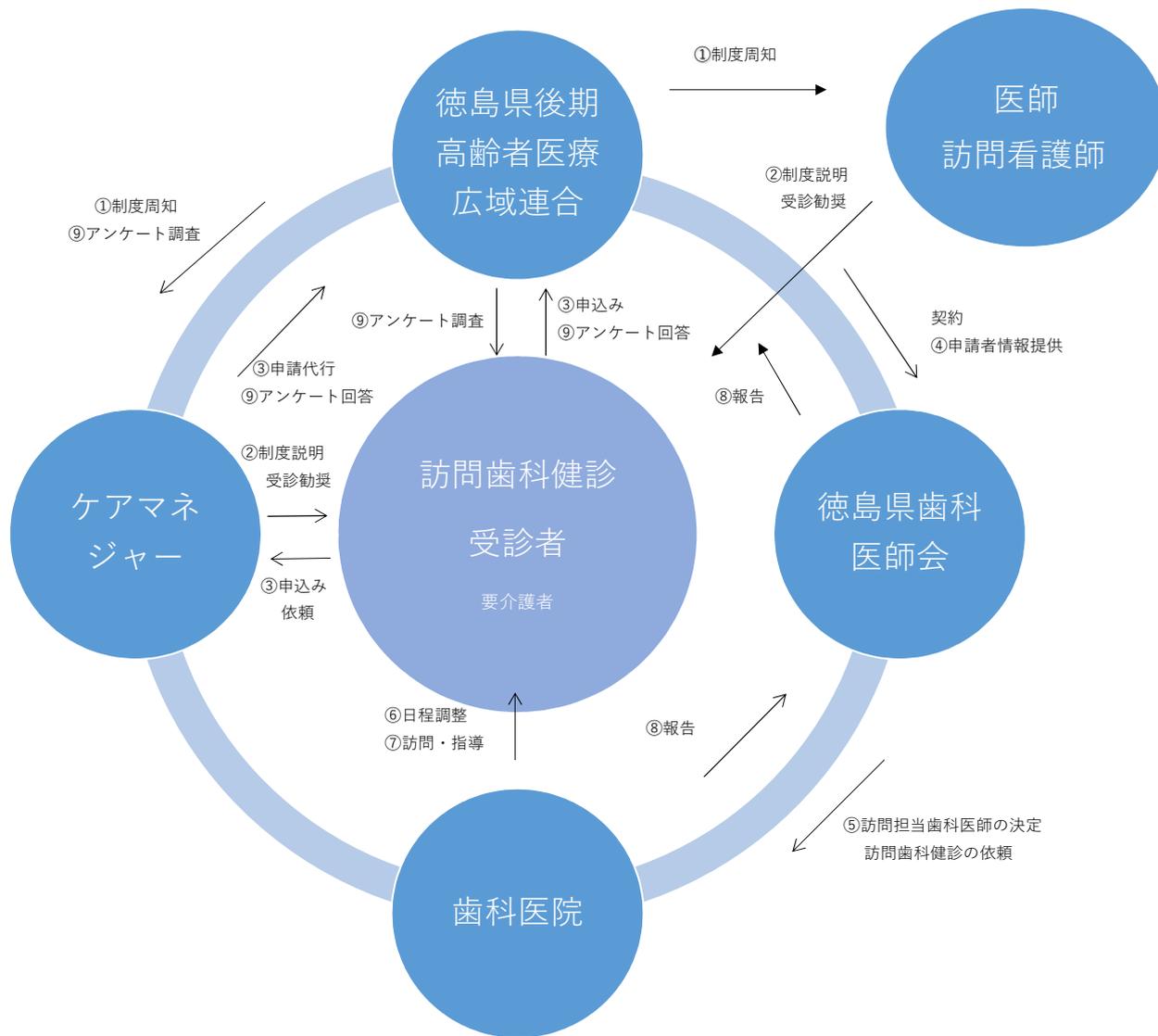


後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪問歯科健康診査事業 実施概要図



- ①医師・看護師・ケアマネジャーへ制度の周知
- ②対象者（要介護3以上）へ医師・看護師・ケアマネジャーが制度を周知
- ③健診を希望する人は、徳島県後期高齢者医療広域連合に申し込み
※ケアマネジャーによる申請代行可
- ④申請がある毎に、随時、歯科医師会へ通知。
- ⑤歯科医師会において訪問担当歯科医師を決定。
- ⑥歯科担当医師は歯科健診希望者等と連絡をとり、訪問日時を決定
- ⑦歯科健診の訪問・指導を実施
- ⑧健診実施報告
- ⑨広域連合が受診者及びケアマネジャーに健診後アンケート調査を実施